

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県大崎市古川駅南三丁目17番地2
氏 名 株式会社エコサーブ
代表取締役 齋藤 信
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日 平成25年3月5日
許可の有効年月日 平成30年3月4日

1. 事業の範囲(積替え又は保管行為を除く。)

- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - 感染性産業廃棄物
 - 廃PCB等
 - PCB汚染物
 - 廃石綿等
 - 燃え殻 (カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
 - 汚泥 (水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 以上9種類 (以下余白)

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 3月 5日許可

平成10年 3月 5日更新許可

平成15年 3月 5日更新許可

平成20年 3月 5日更新許可

平成24年10月12日住所及び代表者変更に伴う許可証の書換え

平成25年 2月27日変更許可「廃PCB等、PCB汚染物、燃え殻 (カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はダイオキシン類)、汚泥 (水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物)」の追加

以下、裏面に記載

平成25年3月5日更新許可

4. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出 有 ・ (無)